## 資 料 編

## I 主要機器一覧

品名	規格	数量	配置
ガスクロマトグラフ (FID/FPD)	島津製作所 GC-2014	1式	
ガスクロマトグラフ (ECD)	島津製作所 GC-2014	1式	
イオンクロマトグラフ	ダイオネクス ICS2100/1600	1式	
液体クロマトグラフ質量分析装置 (LC/MS/MS)	ウォータース゛ Xevo TQ	1式	
液体クロマトグラフ質量分析装置 (LC/MS/MS)	エーヒ゛ー・サイエックス 3200 Q TRAP	1式	機器分析室 I
ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC/MS)	日本電子 JMS-Q1050GC	2式	
ガスクロマトグラフ質量分析装置(GC/MS)	島津製作所 GCMS-QP2010 Plus	2式	
高速液体クロマトグラフ(蛍光、UV)	ウォータース゛ 515/2707/2475/2998	1式	
高周波誘導結合プラズマ質量分析装置 (ICP/MS)	アジ・レント・テクノロジー Agilent 7700x	1式	
高周波誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP/AES)	アシ、レント・テクノロシ、- Agilent 710-ES	1式	
カーボンアナライザー	サンセットラボ・ラトリー Lab Instrument Model	1式	
微量放射能測定装置	応用光研工業 FNF-401	1式	機器分析室Ⅱ
還元気化水銀測定装置	日本インスツルメンツ マーキュリー/RA-4300	1式	
全有機体炭素-全窒素計(TOC-TN 計)	アナリティクイエナ multi N/C3100	1式	
走査電子顕微鏡(SEM)	日本電子 JSM-6390LA	-	
位相差顕微鏡	1 7 1 3 N 0 3 9 0 LA 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1式	特殊粉じん分析室
		0 +	
微小粒子状物質 (PM2.5) サンプラー	サーモ・サイエンティフィック FRM2025i	8式	粉じん分析室
超純水製造装置	オルカ・/ t° ューリック ω60	1台	11 4 1612 6) 100.1.
β線自動測定装置	日立アロカメディカル JDC-3201	1式	放射能分析室
ガスクロマトグラフ高分解能質量分析装置 (GC/HRMS)	日本電子 JMS-800D	1式	高精度機器室
ゲル浸透クロマトグラフィー (GPC)	島津製作所 LC-6AD システム	1式	
高速溶媒抽出装置(ASE)	ダ イオネクス ASE 350	1式	
冷却遠心分離機	久保田商事 2800	1台	高精度分析室
ロータリーエバポレーター	t 17/t R-215	2式	
ソックスレー抽出装置	柴田科学 SAFR-20 他	2式	
キャニスター自動濃縮ーガスクロマトグラフ質量分析装置	(キャニスター自動濃縮装置)エンテック	1式	
	7016CA/7100A		大気 VOC 分析室
	(GC/MS)アジ レント・テクノロジ - 7890A/5975C		) () (( · · · · ) ( · · · · · )
	inert XL MSD		
パージ&トラップーガスクロマトグラフ質量分析装置 (PT-GC/MS)	(PT) ジーエルサイエンス AquaPT 6000	1式	
	(GC/MS)島津製作所 GCMS-QP2010 Ultra		
ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析装置 (HS-GC/MS)	(HS) 日本電子 S-Trap HS	1式	水質 VOC 分析室
	(GC/MS) 日本電子 JMS-Q1050GC		
超純水製造装置	エルカ゛ PURELAB flex	1台	
紫外可視自記分光光度計	島津製作所 UV-1800	1式	
<b>濁度-色度計</b>	日本電色工業 Water Analyzer WA6000	1式	
水蒸気蒸留装置	スキ ヤマケ ン EHP-521-6ELC	2式	水質分析室
蒸留水製造装置	ヤマト科学 Auto Still WG1000	1台	
分析天秤	メトラー・トレト゛ X5603S	1式	
マイクロウェーブ分解装置	アナリティクイエナ TOPwave	1式	
電気炉	ヤト科学 F0310	1式	前処理室
ボックス炉	光洋サーモシステム KBF668N1	1式	
超純水製造装置	メルクミリホ°7 Milli-Q Integral 5	1式	
固相濃縮装置	ウォーターズ Sep-Pak Concentrator Uni SPC20-PD 他	8台	化学物質分析室
固相溶出装置	ジーエルサイエンス G-Prep ELUTE 8060	1式	16于70县刀州王
遠心分離機	久保田商事 2410	1台	

遠心分離機	久保田商事 8620 他	2台	
ロータリーエバポレーター	t エッヒ R-215	3式	化学物質試料処理室
振とう抽出装置	宮本理研工業 LS-4WV 他	3台	
ミクロ天秤	メトラー・トレト` XP6	1式	特殊恒温恒湿天秤室
分析天秤	メトラー・トレト゛ XP205	2式	恒温恒湿天秤室、天秤室
実体顕微鏡	オリンパ ス SZX16	1台	
生物顕微鏡	オリンハ゜ス BX51	1台	
倒立顕微鏡	オリンハ゜ス CKX41	1台	水環境生物調査室
分光蛍光光度計	日本分光 FP8200	1台	
多項目水質計	ティンバーテック DataSonde 5	1台	
DNA シーケンサー	ヘ゛ックマン・コールター GenomeLab GeXP	1台	
リアルタイム PCR	タカラハ゛イオ Thermal Cycler Dice Real Time SystemⅡ	1台	
粒子計数分析装置	シスメックス CDA-1000B	1台	生物学的試験室
ゲル撮影解析装置	クラボ Dolphin-DOC Plus	1台	
超低温フリーザー	ハ° ナソニックヘルスケア MDF-U482ATR-PJ	1台	
ハイボリュームエアサンプラー	柴田科学 HV-1000R	6台	

2016年4月1日現在

## Ⅱ 年表

年 月 日	川崎に関する事項	
昭和25. —. — (1950)	・ この頃から市民の大気汚染に対する苦情が増え始める。	6. 25 • 朝鮮戦争勃発
26. (1951)		12.28 · 「神奈川県事業場公害防 止条例」公布 (施行27.3.1)
27. (1952)		12 ・ ロンドンスモッグ事件
28. —. — (1953)	・ 大師地区の農作物が大気汚染による被害を受ける。	12.15 · 熊本県水俣市で水俣病患 者発生
30. 7.29 (1955) 9. –	・ 大師地区 (川中島、観音町付近) イチジクの1/3が一夜にして枯死(県農業試験場が分析、枯死した葉から硫酸検出) ・ 大師地区住民が市議会に対し企業による有害ガスやばい煙が人体や農作物に被害を与えるとして、その防止について請願を行う。	
31. 7. — (1956)	<ul><li>降下ばいじん量の測定のため、市内16か所にデポジットゲージを設置</li></ul>	
32. 5. 1 (1957)	・ 市内15か所で二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度の測定を 開始	
33. (1958)		4 ・ 「下水道法」公布 12.25 ・ 「公共用水域の水質の保 全に関する法律」公布 ・ 「工場排水等の規制に関 する法律」公布
35. 12. 24 (1960) —	<ul><li>「川崎市公害防止条例」(旧条例)を公布、施行</li><li>夜光町、千鳥町及び扇町を含む地域に石油化学コンビナートが形成</li></ul>	
36. 5. 1 (1961)	・ 経済局商工課に「公害係」を新設	10 翌年にかけて三重県四日 市で喘息患者が多発
37. (1962)		6. 2 • 「ばい煙の排出の規制等 に関する法律」公布 (施行37.12.1)
38. 9. 1 (1963)	・ 市全域が、「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の指定 地域となる。	
39. 3. — (1964) 27	<ul><li>二酸化硫黄濃度自動測定装置を旧川崎保健所に設置</li><li>川崎市のばい煙調査で犬の肺への影響調査</li></ul>	3.31 ・ 神奈川県「公害の防止に関する条例」公布 (施行39.6.1) 4. ー ・ 厚生省に公害課を設置6. ー ・ 新潟県阿賀野川流域で有機水銀中毒患者発生
40. 1.26 (1965) 3. – 4. 1	<ul> <li>川崎、横浜両市はスモッグ対策のため、測定所を5か所設置</li> <li>二酸化硫黄濃度自動測定装置を大師支所、中原保健所(現、中原保健福祉センター)に設置</li> <li>「川崎市大気汚染注意報実施要領」を制定、関係工場に対する注意報の発令体制を確立</li> </ul>	1.22 • 「神奈川県、川崎及び横浜 地区における大気汚染時 の措置要綱」を制定、スモ ッグ警報の発令体制を確 立
41. 11. 21 (1966)	・ 市庁舎時計塔屋上にばい煙監視用テレビカメラを設置	

F D D		4 4 4 5
年月日	川崎に関する事項	参考事項
昭和42. 3. — (1967)5. — 8. 1	<ul><li>・ 風向風速自動記録装置を本庁に設置</li><li>・ 本庁と大師保健所(大師支所から移設)の二酸化硫黄測定装置にテレメータを設置</li><li>・ 国設大気汚染測定局が田島保健所(現、田島養護学校)に設置され、管理運営が市に委託される。</li></ul>	8.3 · 「公害対策基本法」公布、 施行
43. 3. — (1968) 6. 7	<ul> <li>大気汚染集中監視装置を本庁舎に設置し、大師保健所(現、川崎区役所大師支所)、旧川崎保健所及び中原保健所(現、中原保健福祉センター)の二酸化硫黄等の測定値をテレメータで伝送し、常時監視する体制を確立する。(稼働43.8.7)</li> <li>市議会、本市の公害対策に関する意見書を内閣総理大臣に提出することを可決する。</li> </ul>	6.10 • 「大気汚染防止法」公布、 一部施行 (全面施行43.12.1) • 「騒音規制法」公布 (施行43.12.1)
44. 4. 1 (1969) 7. 29 11. 1 12. 24	<ul> <li>「騒音規制法」による規制地域に指定され、規制基準が適用される。</li> <li>「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物排出基準の一部改正により、京浜地区に特別排出基準が適用される。</li> <li>川崎市大気汚染と呼吸器疾患調査を川崎市医師会に委託(大師、田島地域で罹患率高い結果)</li> <li>「大気汚染による健康被害の救済措置に関する規則」を制定、施行</li> </ul>	<ul> <li>2.12 ・ 「硫黄酸化物に係る環境 基準」閣議決定</li> <li>4. ー ・ 群馬県の調査により、安中 市でイタイイタイ病の要 観察者を発見</li> <li>5.23 ・ 第1回「公害白書(厚生 省)」を発表</li> <li>6. ー ・ 水俣病事件訴訟提起</li> </ul>
45. 1. 9 (1970) 2. 1 4. 1 5 8. 5 24	<ul> <li>横浜、川崎両市で大気汚染注意報を同時発令する広域発令体制を確立</li> <li>「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づき、大師、田島の両保健所管内が地域に指定され、国による救済開始</li> <li>「川崎市公害防止条例(旧条例)」を廃止</li> <li>国設川崎大気環境測定所(田島保健所)にテレメータ設置・市内で最初の光化学スモッグが幸地区から多摩地区にかけて発生し、多くの被害者がでる。</li> <li>日本鋼管(株)(現、JFE(株)など37社(39工場)と「大気汚染防止に関する協定」を締結</li> <li>昭和電工株川崎工場の排水口付近のヘドロから多量のシアン、ヒ素、カドミウム、水銀などが検出される。</li> <li>大師、田島、川崎及び中原の各測定局にオキシダント濃度測定装置を設置</li> </ul>	<ul> <li>2.20 ・ 「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定</li> <li>4.21 ・ 「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定</li> <li>7.18 ・ 東京都杉並区を中心に光化学スモッグが発生し、6000人が目やのどの痛みを訴える</li> <li>12.18 ・ 第64臨時国会(公害国会)で改正公害対策基本法など公害関係14法が可決成立、(制定:「水質汚濁防止法」「公害防止事業費事業者負担法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等)</li> </ul>
46. 3. — (1971) 4. 1  23  5. 10  27  28  31  9. 29  10. 1  15	<ul> <li>一般環境大気測定局を御幸保健所に設置</li> <li>市独自の水質管理計画に基づき、河川12地点、海域12地点の定期水質調査を開始</li> <li>本庁舎前に「大気汚染状況電光表示盤」を設置し、大師、田島、中央地区の二酸化硫黄濃度等の表示を開始</li> <li>一般環境大気測定局を高津支所、稲田保健所に設置(47.6に神奈川県から市に移管)</li> <li>「川崎市光化学公害対策実施要領」を施行</li> <li>市長が市内の鉄鋼、化学、石油等の大手工場を視察し、各企業に対して公害防止計画の提出を要請</li> <li>市長が公害病認定患者及びその家族と初の話し合いを行う。</li> <li>市内で最初の光化学スモッグ注意報を発令</li> <li>公害病によるぜん息発作のため、本市で最初の学童犠牲者がでる。</li> <li>「大気汚染防止法施行令」の一部改正により、工場の立入調査権及び公害規制権限が大幅に市へ委譲される。</li> <li>衛生局公害部を昇格し、「公害局」を新設。それに伴い公害研究所が発足。研究調査課、大気課、水質課、騒音振動課を設置し、衛生研究所内で業務を開始する。</li> </ul>	2 ・ 愛知大学立川涼助教授ら、 PCBが鳥や魚に蓄積されていると発表 3.12 ・ 「神奈川県公害防止条例 (旧条例)」公布(施行 47.9.12) 5.25 ・ 「騒音に係る環境基準」閣 議決定 6.1 ・ 「悪臭防止法」公布(施行 47.5.31) 7.1 ・ 「環境庁」設置 10 ・ 鹿島臨海工業地帯でシアン混入粉じん事件発生 12.28 ・ 「水質汚濁に係る環境基 準」告示
47. 3.28 (1972) 4. 1	<ul><li>「川崎市公害防止条例」公布(施行47.9.27)</li><li>「公害監視センター」完成</li></ul>	1.11 ・ 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」告示

年 月 日	川崎に関する事項	, <u> <del>-</del> .</u>	参考事項
昭和47. 4.10 (1972) 6.— 11 8.— 9.27	PCB使用工場、下水処理場、日用品類、公共用水域の水質・底質・魚類、地下水、水田土壌及び大気等についてPCB汚染の実態調査を行う。     公害監視センターの大気汚染自動監視システムが完成 市内で最初の「光化学スモッグ警報」が発令される。     市内の大手42工場を対象とした「発生源亜硫酸ガス自動監視装置」が完成     「川崎市公害防止条例」に基づき、「硫黄酸化物」と「粉じん」に係る環境上の目標値を制定告示	4. 1 6. 5	<ul> <li>宮崎県医師会、土呂久地区住民からヒ素を検出</li> <li>川崎市が政令指定都市に指定</li> <li>スウェーデンのストックホルムで「国連人間環境会議」開催</li> <li>「自然環境保全法」公布(施行48. 4. 12)</li> </ul>
10. 1 12. —	<ul><li>「川崎市区公害監視会議」発足</li><li>本庁舎前に自動車排出ガス測定局を設置</li></ul>	8. — 12. 19 —	<ul> <li>播磨灘を中心に瀬戸内海で大規模な赤潮が発生、養殖ハマチに大きな被害を与える</li> <li>公害対策基本法に基づく「神奈川地域公害防止計画」策定、承認</li> <li>「国連環境計画(UNEP)」発足</li> </ul>
48. 3. — (1973) 5. 25 6. 1 9. 1	<ul> <li>・遠藤町交差点、木月4丁目交差点に自動車排出ガス測定局を設置</li> <li>・「悪臭防止法」に基づく規制地域及び規制基準値を告示(施行48.5.31)</li> <li>・大気汚染緊急時通報用ファックスの運転を開始</li> <li>・大気汚染等に係る夜間常勤体制を実施する。</li> </ul>	5. 8 22	<ul><li>「二酸化窒素及び光化学 オキシダントに係る環境 基準」告示</li><li>熊本大学第2次水俣病研 究班、有明海沿岸で水俣病 患者が発見されたと発表</li></ul>
10. 2 4 12. 15	<ul> <li>衛生局に「公害補償課」を新設</li> <li>「川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関する条例」を公布(施行49.4.1)</li> <li>市域の東京湾岸の底質から総水銀が検出され、水銀使用3工場(味の素、昭和電工、セントラル化学)と「公共用水域における底質の浚渫に関する協定」を締結</li> <li>「公害研究所」(川崎区田島町) 完成</li> </ul>	8. 10 10. —	<ul> <li>「大気汚染防止法施行令」 一部改正、工場等からの窒素酸化物の排出基準を設定(第1次規制)</li> <li>第1次石油ショック (第4次中東戦争)</li> </ul>
49. 1. 1 (1974) 3. 27 4. 1 7. 6 8. 6 9. 27 10. 26	・「川崎市公害防止条例」に基づく硫黄酸化物及びばいじんに係る総量規制基準を適用 ・光化学公害一斉通報装置が完成(61.3.31廃止)・新川通交差点に自動車排出ガス測定局を設置・「大気汚染防止法施行令、施行規則」の一部改正に伴い、市内における硫黄酸化物に係る排出基準が強化される。・湿性大気汚染(酸性雨)に対する緊急対策として市内7か所で雨水のpH値等の測定を開始・プールにおける光化学公害による被害防止対策を定める。・川崎市公害対策審議会、「窒素酸化物対策について」答申(諮問48.3.26)・「川崎市公害防止条例施行規則」を一部改正し窒素酸化物に係る総量規制の諸基準値を設定・「川崎市公害防止条例」に基づき、窒素酸化物(二酸化窒素として)に係る環境上の条件についての目標値を設定、告示・多摩区王禅寺黒須田川流域のカドミウム汚染緊急対策として、対策会議を設置し産米の一時使用停止や環境調査等を実施	1. 21 7. 18	<ul> <li>昭和50年度以降生産される自動車の排出ガス量の許容限度告示(日本版マスキー法:50年度規制)</li> <li>七大都市首長懇談会、「自動車排出ガス対策の推進に関する声明」を発表し、「七大都市自動車排出ガス規制問題調査団」を設置</li> </ul>
50. 1. 1 (1975) 3. 31 — 6. 6 12 8. 18	<ul> <li>中原、高津、多摩測定所で昭和49年の二酸化硫黄濃度が環境目標値を達成</li> <li>市内大手企業33社を対象とした公害自主規制のための情報提供を行う「環境大気汚染状況タイプ式通報装置」の送信装置が完成(61.3.31廃止)</li> <li>高津十字路交差点に自動車排出ガス測定局を設置</li> <li>市内で2回目の光化学スモッグ警報が発令される。</li> <li>川崎港の京浜運河で多量の魚が浮上、海水から高濃度のシアンが検出される。(原因はS工場の排水であると判明)</li> <li>六価クロム使用工場等の緊急実態調査を開始</li> </ul>	7. 29 12. 10	<ul> <li>「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」告示</li> <li>「大気汚染防止法施行令」一部改正、工場等に係る窒素酸化物の排出基準を強化、規制対象施設の種類を追加(第2次規制)</li> </ul>

年月日	川崎に関する事項	参考事項
昭和51. 1. 1 (1976) 10. 1	・ 幸区以北の測定所で、昭和50年の二酸化硫黄濃度が環境目標値を達成 ・ 川崎区の大師、田島支所管内の二酸化硫黄濃度平均値 0.04pm以下を達成するための市条例規制基準を適用 ・ 東京湾岸自治体公害対策会議事業の一環として湾岸の大 手工場等を対象に排水の一斉立入り調査を実施 ・ 「川崎市環境影響評価に関する条例」公布(施行52.7.1)	3. 5 · 「新幹線鉄道騒音対策要綱」閣議決定 6. 10 · 「振動規制法」公布 (施行51. 12. 1)
52. 2. 8 (1977) 4. 1 5. —	<ul><li>・皇太子殿下(今上天皇陛下)が公害研究所を視察</li><li>・機構改革により公害研究所事務室、研究第1課、同第2課、同第3課に改組</li><li>・藻類による多摩川の水質調査開始</li></ul>	6.16 ・ 「大気汚染防止法施行規 則」一部改正、ボイラーな どの窒素酸化物排出基準 を強化、規制対象施設の種 類を追加(第3次規制)
53. 1. 1 (1978) 1. 10 3. 31 12. 21	<ul> <li>「川崎市公害防止条例及び施行規則」の一部改正、炭化水素系物質に係る設備基準を施行</li> <li>「川崎市公害防止条例」に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準を適用</li> <li>「悪臭防止法」に基づく追加3物質(二酸化メチル、アセトアルデヒド、スチレン)の規制基準を告示(施行53.1.12)</li> <li>一般環境大気測定局を宮前区鷺沼配水所に、自動車排出ガス測定局を多摩区役所前にそれぞれ設置</li> <li>市内の大手32工場を対象とした「発生源窒素酸化物自動監視装置」完成</li> </ul>	3.31 · 「神奈川県公害防止条例」 全面改正、新条例公布 (施行53.9.30)
54. 3.31 (1979) 6. —	・ 一般環境大気測定局を麻生区百合丘第1公園に、自動車排出ガス測定局を宮前区馬絹交差点にそれぞれ設置・公害研究所が開発した「ナイトレーション・プレート法」で市内の二酸化窒素濃度を測定した結果、臨海部は多摩区の1.75倍の濃度であることが判明した。(年報第9号掲載)	<ul> <li>第2次石油ショック(イラン革命)</li> <li>8.10 ・ 「大気汚染防止法施行規則」一部改正、ボイラーなどの窒素酸化物排出基準を強化、規制対象施設の種類を追加(第4次規制)</li> </ul>
55. 1. 1 (1980) 7. 1	市全域で、昭和54年の二酸化硫黄濃度が環境目標値を達成     「川崎市合成洗剤審議会条例」を公布(施行55.7.16)     「川崎市公害防止条例施行規則」を一部改正、窒素酸化物に係る規制基準の改定を行い、併せて中間目標値の達成年次を告示     エネルギー分散型のけい光 X 線分析装置導入。SPM の元素組成分析や事故・事案時の原因物質特定に威力を発揮	9 第1回「地球的規模の環境問題に関する懇談会」開催 10 「国際的に重要な湿地に関する条約 (ラムサール条約)」発効 [採択1971.2] 11 「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約 (ロンドン条約)」発効 [採択1971.11] ・ 「絶滅のおそれのある野生植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約)」発効 [採択1973.3]
56. 3.31 (1981)	<ul><li>・ 自動車排出ガス測定局を麻生区多摩消防署柿生出張所、川崎区池上新田公園に設置</li><li>・ 環境水質測定所を高津区の平瀬川に設置(H19.9廃止)</li></ul>	
57. 3. 18 (1982) 31 11. 10	<ul> <li>川崎市公害病友の会の患者とその遺族らが公害の差し止めと損害補償を求めて訴訟を起こす。(川崎公害訴訟第1次)</li> <li>環境水質測定所を登戸排水路、ニヶ領用水の上河原取水、矢上川にそれぞれ設置(H19.9廃止)</li> <li>公害研究所長寺部氏、大気汚染研究協会賞受賞</li> </ul>	
58. 3.31 (1983)	<ul><li>環境水質測定所及び工場・事業場と公害監視センターをテレメータで結ぶ「水質自動監視システム」が完成</li><li>環境水質測定所を麻生川、真福寺川にそれぞれ設置(H19.9廃止)</li></ul>	

年 月 日		参考事項
	川崎に関する事項	
昭和58. 9.14 (1983)	• 川崎公害訴訟第2次	9.10 · 「大気汚染防止法施行規 則」一部改正、固体燃料燃 焼ボイラーの窒素酸化物 排出基準並びに新設に係 る基準を強化 (第5次規制)
59. 3.31 (1984) 4. 1 —	<ul> <li>環境水質測定所を有馬川、三沢川にそれぞれ設置(H19.9 廃止)</li> <li>「川崎市生活排水対策推進要綱」施行</li> <li>開発行為が継続する市北部地域における環境騒音の推移調査開始(2005年まで20年間に亘り継続実施された)</li> </ul>	5 川崎港沖合でタンカー同士が衝突し、ドラム缶250本分の二塩化エチレン流出(引火、爆発は未然に防止) 8 ・「トリクロロエチレン等の排出について暫定指導指針」を策定
60. 3.30 (1985) —	<ul><li>環境水質測定所を京浜運河に設置(H19.9廃止)</li><li>高津十字路測定所(自動車排出ガス測定所)、道路拡張のため、測定中止</li></ul>	
61. 3. 9 (1986) 4. 1 — 10. 1 — 12. 18	<ul> <li>川崎公害訴訟第3次</li> <li>公害局、環境保全局、企画調整局環境管理部の2局1部を合併、新たに「環境保全局」設置</li> <li>二子自動車排出ガス測定局設置</li> <li>市内河川26地点の水生生物の分布調査をまとめ、生物生態系マップを作成</li> <li>騒音振動測定車用にメタノール自動車を導入</li> <li>公害研究所の課制を廃止し、事務担当、大気研究担当、水質研究担当、騒音振動研究担当に改組</li> <li>川崎区旭町2丁目の国道409号及び宮前区土橋1丁目の市道尻手黒川線のそれぞれ上り車線計2か所に「自動車騒音電光表示板」を設置</li> </ul>	
62. 6.21 (1987) 7. 1 9.29	<ul><li>「水辺に親しむ親子教室」開催</li><li>「川崎市生活騒音の防止に関する要綱」施行</li><li>瀋陽市との友好都市提携5周年を記念して、大師公園内に中国庭園(瀋秀園)開園</li></ul>	
63. 4. 19 (1988) 5. 24	<ul> <li>川崎市環境問題研究委員会、「川崎市における豊かな都市環境の創造に向けて(21世紀をめざす新たな環境対策の確立)」を提言</li> <li>川崎市アスベスト対策推進協議会発足</li> </ul>	9 「オゾン層保護のための ウィーン条約」締結 [採 択1985.3] ・ 「オゾン層を破壊する物 質に関するモントリオー ル議定書」締結 [採択1987.9] 11 ・ 「気候変動に関する政府 間パネル (IPCC)」設定
平成元. 3.23 (1989) — 9. 1 11. 9 ~11	<ul><li>・ 市庁舎前の大気汚染電光表示盤が、新装完成</li><li>・ 公害研究所に最新の大気・水質測定車を導入</li><li>・ 公害パトロール車として、メタノール自動車を導入</li><li>・ 第30回大気汚染学会を本市で開催。公害研究所が学会事務局を補佐</li></ul>	3.29 ・ 「水質汚濁防止法施行令」 一部改正 (有害物質として トリクロロエチレンを追加) (施行元.10.1) 12.27 ・ 「大気汚染防止法」一部改 正 (石綿を特定紛じんとし て追加)
2. 9. — (1990) 10. —	<ul> <li>市内全域を対象とした「地下水概況調査」(3か年計画)開始</li> <li>多摩川全流域でモクズガニを確認</li> </ul>	5.24 ・ 環境庁、「ゴルフ場で使用 される農薬による水質汚 濁防止に係る暫定指導指 針」策定 9.22 ・ 「水質汚濁防止法」一部改 正(生活排水対策の推進を 追加)

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成2 (1990)		10.2 ・ 第4回地球環境保全に関する関係閣僚会議、「地球温暖化防止行動計画」決定
3. 8. 6 (1991) 9. – 11. 18 12. 25	<ul> <li>多摩川二子新地先で、「夏休み多摩川教室」を開催(以後、国土交通省、多摩川流域協議会等と合同で毎年実施)</li> <li>「川崎市自動車公害防止計画」策定</li> <li>川崎市環境基本条例案、環境総合研究所構想を表明</li> <li>「川崎市環境基本条例」公布</li> </ul>	<ol> <li>1. 一 「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針(東京湾等)策定(第3次水質総量規制)</li> <li>5. 10 環境庁、「地球環境モニタリング計画」策定 ー 環境庁、「レッドデータフック」発行</li> <li>8. 23 ・ 「土壌汚染に係る環境基準」告示</li> </ol>
4. 3.31 (1992) 4.21	<ul><li>・ 木月自動車排出ガス測定局を廃止</li><li>・ 公害研究所鈴木茂職員、農薬一括分析法の開発で市長表彰</li></ul>	3.30 • 東京湾総量規制に係る「第 3次神奈川県総量規制基
5. 31 7. 1 10. 1	を受賞     多摩区役所前自動車排出ガス測定局を廃止     「川崎市環境基本条例」施行     中原平和公園に自動車排出ガス測定局を設置	準」告示 5 ・ 「有害廃棄物の国境を越 える移動及びその処分の 規制に関するバーゼル条 約」発効 [採択1989. 3]
		6.3 ・ ブラジルのリオ・デ・ジャ ~14 ネイロで「環境と開発に関 する国連会議」(地球サミット) 開催 (リオ宣言、アジェンタ
		21等採択) 3 ・ 「自動車から排出される 窒素酸化物の特定地域に おける総量の削減等に関 する特別措置法」(自動車 NO <sub>x</sub> 法)公布(施行4.12.1)
		10.30 • UNEP 国際環境技術センタ ー開設(大阪府、滋賀県)
5. 1. 8 (1993)	<ul> <li>多摩一般環境大気測定局を市立登戸小学校に本設置(1.31 仮設置)</li> </ul>	2.12 • 「国連持続可能な開発委 員会」設立
3. 31	<ul><li>・登戸排水路水質測定所を廃止</li><li>・「川崎市河川水質管理計画」策定</li><li>・「神奈川県公害防止推進協議会浮遊粒子状物質対策部会」として神奈川県、横浜市、川崎市による浮遊粒子状物質対</li></ul>	3.3 ・ 内閣総理大臣、「平成4年 度策定地域の公害防止計 画」を承認(神奈川地域等 12地域)
7. 1 10. 1	策に向けた共同調査を開始 ・ 「川崎市土壌汚染対策指導要綱」制定 ・ 新設された第3庁舎内のかわさき情報プラザに「環境情報	22 • 「国連水の日」環境庁が 「公開水環境シンポジウ
12. 8	・ 利設された第3万音内のかわさき情報ノブリに「環境情報 表示盤」を設置し、大気汚染等の監視データ等を表示開始 ・ 多摩区本村橋交差点に、自動車排出ガス測定局を設置	ム」開催 5 ・ 「生物の多様性に関する 条約」、「気候変動に関する
		国際連合枠組条約」締結 11.19 ・ 「環境基本法」公布、施行 12 ・ 「アジェンダ21行動計画」 閣議決定
6. 2.22 (1994) 8. —	<ul><li>「川崎市環境基本計画」を策定、告示</li><li>・ 川崎市環境基本計画「環境配慮指針(市民編、事業者編)」を作成、配布</li></ul>	5.20 · 「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する基
10. 8 ~16	<ul><li>「環境技術移転促進事業」の一環で、市の調査団が、中国 瀋陽市を訪問・調査</li></ul>	本方針」告示 6.5 ・ 環境基本法に基づく「環境 の日」中央記念式典実施 12.16 ・ 「環境基本計画」閣議決定

/r			1
年月日	川崎に関する事項	_	参考事項
平成7. 4.— (1995) 11.—	<ul><li>池上自動車排出ガス測定局で浮遊粒子状物質の測定を開始</li><li>「川崎市環境教育・学習基本方針」を策定</li></ul>	<b>2. 2</b> 0	<ul><li>「東京湾及び大阪湾の全 窒素及び全燐に係る環境 基準の水域類型の指定に ついて」告示</li><li>気候変動枠組条約第1回 締約国会議(ベルリン)</li></ul>
8. 4. — (1996) 12. —	<ul><li>中原平和公園自動車排出ガス測定局で浮遊粒子状物質の 測定を開始</li><li>川崎公害訴訟の原告と13企業との間で、訴訟上の和解が成立</li></ul>	3. 26	<ul> <li>第4次水質総量規制基準のC値の改定を告示 (施行8.9.1)</li> </ul>
9. 4. 1 (1997) — 5. 9 9. 16	<ul> <li>環境保全局、生活環境局を統合して新たに環境局を設置</li> <li>本村橋自動車排出ガス測定局で浮遊粒子状物質の測定を開始</li> <li>瀋陽市との「環境技術交流協力に関する議定書」調印</li> <li>PRTR(化学物質排出移動量届出)制度の導入に向けたパイロット調査を開始</li> </ul>		<ul><li>「ベンゼン、トリクロロエ チレン及びテトラクロロ エチレンによる大気の汚 染に係る環境基準につい て」告示</li><li>「地下水の水質汚濁に係</li></ul>
_	・ 「川崎市ダイオキシン対策推進会議」を設置		る環境基準」告示 ・「自動車排出ガスの量の 許容限度」告示 ・「神奈川県生活環境の保 全等に関する条例」公布 ・気候変動枠組条約第3回 締約国会議(地球温暖化防 止京都会議、COP3) 開催
			正/小印/左阪、COI O/
10. 2.22 (1998) 4. 1	<ul><li>「川崎市環境基本計画」策定、告示</li><li>公害研究所に「廃棄物研究担当」新設</li><li>二子自動車排出ガス測定局で浮遊粒子状物質の測定を開</li></ul>	9. 30 10. 9	<ul><li>「騒音に係る環境基準の一部を改正する件」の告示</li><li>「地球温暖化対策の推進</li></ul>
10. —	始 ・ 「川崎市の地球温暖化防止への挑戦ー地球環境保全のための行動計画ー」を策定		に関する法律」公布 (施行11.4.8)
11. 4. 1 (1999)	「川崎市小型焼却炉及び簡易焼却炉に係るダイオキシン対策指針」策定     新川通及び柿生自動車排出ガス測定局で浮遊粒子状物質	6. 21	<ul> <li>ダイオキシンの耐容一日 摂取量(TDI) として4pg - TEQ/kg/日(環境庁及び</li> </ul>
5. — 12. 24	の測定を開始     川崎公害訴訟の原告と国及び首都高速公団との間で和解    が成立     川崎市環境基本条例の一部を改正する条例を公布	7. 13	厚生省の合同会議報告) ・ 「特定化学物質の環境へ の排出量の把握等及び管 理の改善の促進に関する
_	<ul><li>・ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等を制定・公布(施行12.12.20)</li><li>・ 池上新田公園に大気環境及び環境改善新型土壌浄化モデル施設を設置</li></ul>	16	法律 (PRTR 法)」の公布 (施行12.3.30) ・ 「ダイオキシン類対策特 別措置法」の公布 (施行12.1.15)
12. 3. 16 (2000) 27 4. — 8. — 9. —	「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域」を告示     農薬一括分析法を開発した鈴木職員が米国で環境講演(アメリカ化学会)     遠藤町自動車排出ガス測定局の採取口を国道1号方向へ延長(車道端から2m)     市役所前、遠藤町及び馬絹自動車排出ガス測定局で浮遊粒子状物質の測定を開始     池上自動車排出ガス測定局に風向風速計を設置     市役所前自動車排出ガス測定局の採取口を県道川崎府中線方向へ延長(車道端から10m)     クリーン軽油の実証実験の結果、PM及び多環芳香族類が低減することが判明	3. <u>1</u>	<ul> <li>「騒音規制法第17条第1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」を公布</li> <li>循環型社会形成推進基本法公布・施行</li> </ul>

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成13. 3.29 (2001) 31 4. 1 10. 1	<ul> <li>深夜騒音の規制について川崎市公害防止等生活環境保全に関する条例の一部改正</li> <li>馬絹自動車排出ガス測定局を廃止</li> <li>宮前平駅前自動車排出ガス測定局を設置</li> <li>航空機騒音観測装置を導入</li> </ul>	6.22 ・ 「特定製品に係るフロン 類の回収及び破壊の実施 の確保等に関する法律」公 布 ・ 「ポリ塩化ビフェニール 廃棄物の適正な処理の推 進に関する特別措置法」公 布
14. 3. 29 (2002) 4. 1 7. — 10. — 12. 27	<ul> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正」(ほう素、ふっ素等の排水指定物質規制基準の追加等)公布</li> <li>・麻生区内を流れる黒須田川流入水路の水質、麻生区内の2地点の大気で、それぞれダイオキシン類の環境基準を超過。「黒須田川流入水路ダイオキシン類対策本部」を設置し、緊急措置を講じた。</li> <li>・川崎市地下水保全計画策定</li> <li>・環境基本計画改定。「地球温暖化防止対策の推進」を重点分野に位置づけ</li> <li>・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」の一部改正、自動車公害防止に係る立入検査規定等改正</li> </ul>	8.26 ・ 持続可能な開発に関する 世界首脳会議 (WSSD) 開催 9.4 (南アフリカ・ヨハネスブ ルグ)、化学物質の管理に ついて目標採択
15. 1.31 (2003) 3.18 4.— 10. 1	<ul> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正、条例改正に伴う自動車公害防止に係る規定等を公布</li> <li>「自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針」告示</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正、廃棄物焼却炉の設備基準並びに屋外燃焼の制限に関する規定を公布</li> <li>日進町に自動車排出ガス測定局を新設、測定開始</li> <li>神奈川県条例に基づくディーゼル車の運行規制が開始</li> </ul>	2.15 • 「土壌汚染対策法」施行 7.25 • 「環境の保全のための意 欲の増進及び環境教育の 推進に関する法」を公布
16. 2. — (2004) 3. — 6. 24	<ul> <li>宮前一般環境大気測定局を宮前平小学校に移設、測定開始</li> <li>「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(土壌関係)の一部改正</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(土壌、排水関係)の一部改正</li> </ul>	3 ・ 「外来生物法」制定 6 ・ 「ヒートアイランド大綱」 策定
17. 1. — (2005) 31 4. 1 7. — 11. 22 12. 22	国連環境計画(UNEP)連携「第1回アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」開催(以後毎年開催)     「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」別表第10悪臭の規制基準の一部改正     浮遊粒子状物質が、昭和48年に環境基準が定められて以来初めて、平成16年度の測定結果が全測定局で環境基準を達成     幸一般環境大気測定局を幸スポーツセンターに移設、測定開始     「川崎市新エネルギービジョン」改訂     「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(建築物に係る環境への負荷の低減関係)の一部改正	
18. 1.13 (2006) 4. 1 6. 1	<ul> <li>全国の自治体で初めて本市が「グローバルコンパクト」に参加(署名)</li> <li>川崎区の航空機騒音観測装置を中原区に移設</li> <li>「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針(大気汚染防止法届出対象アスベスト除去工事編)」告示</li> </ul>	
19. 3.30 (2007) 4. 1	<ul><li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例施行規則(地下水揚水関係)の一部改正</li><li>公害研究所に「都市環境研究担当」を新設</li></ul>	

年 月 日	川崎に関する事項	111 塚規秘	参		事	項	
平成20. 2. — (2008) 3. — 5. 1	・ 「カーボンチャレンジ川崎エコ戦略」策定 ・ 「新行財政改革プラン」及び「新総合計画川崎再生フロンティアプラン第2期実行計画に環境総合研究所の整備を位置付け ・ 「環境技術情報センター」開設			·7	41	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
21. 1.23 (2009) 2. – 3. – 12.24	<ul> <li>「川崎市と国立環境研究所との連携・協力に関する基本協定」 締結</li> <li>「川崎国際環境技術展」開催(以降、毎年開催)</li> <li>高津一般環境大気測定局で微小粒子状物質の測定を開始</li> <li>「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」公布(施行23.4.1)</li> </ul>	9. 9			汚染	に係ん	質によるる環境基
22. 2. — (2010) 4. 1 10. —	<ul><li>二子自動車排出ガス測定局で微小粒子状物質の測定を開始</li><li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例施行規則(自動車公害関係)の一部改正</li><li>「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定</li></ul>						
23. 3. 24 (2011)  3 4. 26 -	<ul> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例施行規則(アスベスト環境対策関係)の一部改正(H23.10.1施行)</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例施行規則(土壌関係)の一部改正(H23.3.24一部施行、H23.10.1一部施行)</li> <li>環境基本計画全面改定</li> <li>「国立環境研究所との共同研究発表会」開催</li> <li>麻生一般環境大気測定局及び宮前平駅前自動車排出ガス測定局で微小粒子状物質の測定を開始</li> </ul>	3. 11 3. 11 ~ 6. 15 8. — 10. 27	• ;	発電所 「環境 保全の る法律 る法律	記力福 記 記 記 記 記 い は い は い は い は い に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	島第一の公発等は のの の の の の の の の の の の の の の の の の の	一原子力 よる環境 進に関す 開始 環基準 Smg/L
24. 3. 19 (2012)  -  4  5  8. 27  10  11. 21	<ul> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(屋外燃焼関係)の一部改正</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(特定建築物環境計画書関係)の一部改正</li> <li>幸及び中原一般環境大気測定局、本村橋自動車排出ガス測定局で微小粒子状物質の測定を開始</li> <li>田島一般環境大気測定局を田島こども文化センターに移設</li> <li>川崎市・瀋陽市環境関係5機関の協力に関する覚書締結</li> <li>川崎市と国際協力機関が連携覚書を締結一官民により開発途上国の水環境改善に貢献</li> <li>「川崎市水環境保全計画」策定</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(浄化基準の追加等)の一部改正</li> </ul>	4. 27 6. 20 ~22 6. 27 8. 22		議「 「法改「水 決リ 原」 正水質 第生環	+20」 一 環 ・力境を ・ と ・ と ・ と ・ と ・ と ・ し ・ し ・ し ・ し ・ し ・ し ・ し ・ し ・ し ・ し	開催制委法公布保証の保証の場合の	計画」 閣 員会設置 部 全にほ追ノー
25. 2. 1 (2013) 3. — 29 6. 28 8. 8	<ul> <li>公害研究所、公害監視センター及び環境技術情報センターを統合し、「環境総合研究所」を開設</li> <li>大師及び宮前一般環境大気測定局、日進町自動車排出ガス測定局で微小粒子状物質の測定を開始</li> <li>テレビ神奈川地上デジタル放送を利用した大気環境情報の提供を開始</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(特定建築物環境計画書等の公表方法の変更等)の一部改正(H25.4.1施行)</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(様式の変更)の一部改正(H25.6.28施行)</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(博式の変更)の一部改正(H25.7.1施行)</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(暫定排水基準の延長等)の一部改正(H25.7.1施行)</li> <li>公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)と、連携・協力に関する基本協定を締結</li> </ul>	3. 27	:	水質環 等」告	環境基 示 (II /スル	準の「 賃鎖ア ホンド	全に係る 頁目追加 ルキルベ 酸及びそ

711113111111111111111111111111111111111	MINITER MINITERS	
年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成26. 1. — (2014) 2. — 8. 20 9. 17	<ul> <li>川崎一般環境大気測定局で微小粒子状物質の測定を開始</li> <li>柿生自動車排出ガス測定局で微小粒子状物質の測定を開始</li> <li>「川崎市グリーン・イノベーション推進方針」を策定</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(土壌汚染に関する溶出量基準値の変更)の一部改正(H26.9.17施行)</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(排水の規制基準の変更)の一部改正(H26.12.1施行)</li> </ul>	4.2 ・「水循環基本法」公布 (施行 26.7.1) ・「雨水の利用の促進に関 する法律」公布 (施行 26.5.1) 11.17 ・公共用水域等の環境基準 値変更トリクロロエチレン 0.03mg/L⇒0.01mg/L
27. 3.31 (2015) 10.20	<ul> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(フロン類の法改正に伴う題名変更等)の一部改正(H27.4.1施行)</li> <li>「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(排水の規制基準の変更)の一部改正(H27.10.21施行)</li> </ul>	6.19 ・「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」公布 7.10 ・「水循環基本計画」策定 9.18 ・「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令」(排水の規制基準の変更)を公布(施行27.10.21)